

税のたより

確定申告会場 開設のお知らせ

●申告書は 自分で書いてお早めに

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税等および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設場所

津島商工会議所
津島市立込町4丁目144番地

開設期間

2月15日(火)～3月15日(火)

開設時間

午前9時～午後5時

開設期間中、津島税務署では申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行っておりませんのでご了承ください。
※土日は開設していませんが、2月20・27日(日)に限り開設します。

申告書作成・問い合わせ先

●国税庁

①<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成することができます。

●津島税務署

☎0567(26)2161

申告・納付の期限

- 所得税および贈与税 3月15日(火)
- 個人事業者の消費税 3月31日(木)

確定申告書の郵送先

〒496-1872 0

役場での申告について

津島市良王町二丁目31番地の1
津島税務署

2月16日(水)から役場でも臨時に確定申告会場を設け、受付を行います。会場は大変混み合いますので速やかに申告ができるよう、提出書類の確認等を事前に済ませて、下記「申告に必要なもの」を持参のうえお越しください。

また、申告会場にはパソコンが設置してあり、簡易電子申告ができますのでご利用ください。なお、従来どおり書面による申告も受付します。

開設場所

役場3階大会議室

開設期間

2月16日(水)～3月15日(火)

※土日を除く

開設時間

午前9時～午後5時
※整理の都合上、午後4時30分までに受付を済ませてください。

受付できる申告

- 町県民税申告
- 確定申告のうち次の方の申告
①給与所得、年金収入などの雑所得、一時所得のある方の確定申告

③事業(営業・農業等)、不動産所得、配当所得のある方の確定申告

※③は、内容によっては受付できない場合があります。
●本町ホームページで住民税を試算できます。

受付できない申告

青色申告、譲渡所得のある方の確定申告、消費税、贈与税、相続税の申告は税務署(申告期間中津島商工会議所の申告会場)に提出してください。
※すべて記入し申告書を提出する場合は、会場内に税務署行きボックスが用意してありますのでご利用ください。

申告に必要なもの

認印、筆記用具、計算機、平成22年中に支払った社会保険・生命保険・地震保険料などの支払金額の分かる控除証明書や領収書、障害者手帳、利用者識別番号通知書(平成21年分以前の所得税確定申告の際に「E」を利用された方(津島税務署、津島商工会議所または本町役場からパソコンを使用して提出された方)には緑色の封筒に入れてお渡ししてあります)など

個別に必要なもの

●給与、年金、報酬などの所得がある方

源泉徴収票、支払調書など
●事業所得のある方
収支内訳書(事前に作成しておいてください)

●医療費控除を受ける方
平成22年中に支払った医療費の領収書およびそれを個人別に集計したものと、保険等で医療費が補てんされた方についてはその補てん額が分かるもの

問い合わせ先

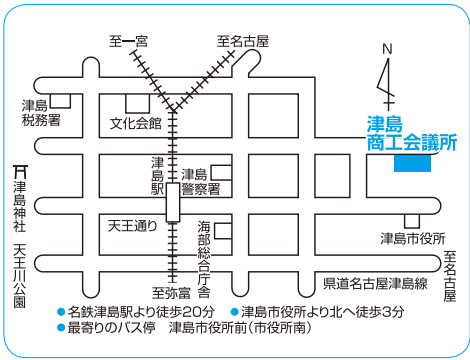
役場 税務課
内線175・176

個人事業者の方の所得税・消費税確定申告のご相談は、 商工会へ

中小企業の事業主の方々を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導講習会を開催します。

申告期限間近になりますと大変混み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談を受けたい方、白色申告の方もお気軽にお出掛けください。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。



日時

2月10日(木)・18日(金)
24日(木)

3月2日(水)・8日(火)
午前9時30分～午後3時

場所

商工会会議室(大治会館内)

問い合わせ先

商工会

☎(442)4511

☒<http://www7.ocn.ne.jp/~ooharu/>

2月は『家庭の日』県民運動強調月間

家族みんなが楽しく過ごせる家庭をつくりましょう。

お父さん、お母さん、子どもが持っている良さや個性を認めてあげていますか。家族団らんの時間を持って、子どもの話に耳を傾け、対話をしましょう。

家庭は子どもにとって良い生活習慣を身に付け社会の決まりを守ろうとする心を育てる場です。

家庭の日は家族そろって楽しく過ごしましょう。



医療費は年々増加しています。今のまま増え続けると、国民健康保険制度そのものを維持することが困難になり、また保険税の値上げにもつながります。

医療費は、医療機関のかかり方、生活習慣病予防、健康管理等に注意することで節約もできます。日ごろから健康に関心を持って医療費を有効に使い、節約に努めましょう。

日ごろから病気の
予防や健康づくり
に努めましょう

医療費増加の最大の予防法は健康づくりです。

まずは、毎日の生活習慣を見直して、十分な睡眠・栄養・適度な運動に努めしっかりと自己管理することから始めましょう。

健康診断を
受けましょう

健康診断は、自分の健康状態を知るうえでとても重要です。もし病気を早期発見できれば、その分治療も早く済みまします。年に一度は健康診断を受けましょう。

「かかりつけ医」を
持ちましょう

日ごろから地元で信頼できる「かかりつけ医」を決めておくと、病歴や体質などを把握してくれているので、治療効果も上がります。

ベッド数200床以上の大きな病院では、紹介状なしで受診すると初診料に特別料金が加算されるので、余計な医

療費を支払うことになってしまいます。まずはかかりつけ医に診てもらい、大病院での治療が必要であれば紹介状を書いてもらいましょう。

「大きな病院ほど安心」な気がしますが、大病院は待ち時間も長いので時間の無駄になることも。病気によってかかりつけ医と大病院をうまく使い分けるのがポイントです。

重複受診は
やめましょう

一つの病気で複数の医療機関にかかることを「重複受診」といいます。

病院を変えれば、また初診から始まり、同じような検査をいたずらに繰り返すだけで医療費の無駄につながります。

また、注射や投薬、検査、処置などの繰り返しは、体にも負担がかかり、かえって健康を害することにもなります。

一貫した治療を受けるためには重複受診はやめて、かかりつけのお医者さんにかかりましょう。

薬は用量・用法を
理解して正しく
使いましょう

お医者さんの指示に従い、薬の適切な用量・用法を守ってこそ効果があります。自分の判断で量を加減したり中止したりすると、薬が効かなくなったり、体にも悪影響を及ぼしたりする場合があります。薬は正しく使いましょう。

時間外・休日受診は
なるべく避けま
しょう

診療時間外や休日の診療は、本来の診療費のほかに、割増料金が加算されます。

緊急の場合などときはやむを得ませんが、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

問い合わせ先

役場 保険医療課

内線170

